

指定管理施設における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、政府が示す最新の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、最新の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において示されたガイドライン作成・見直しの求めに応じ、木更津市市民活動支援センター及び木更津市金田地域交流センターの新型コロナウイルス感染拡大予防対策としての基本的な考え方を示すものである。

なお、今後、改めて示される対処方針、木更津市健康危機管理対策本部の決定事項を遵守するとともに、県の方針や近隣市の動向等を参考に、当該ガイドラインをその都度変更することがあるものとする。

1. 利用に関するガイドライン

(1) 基本的な対策

- ① 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（添付）に基づく基本的な感染対策を行うことを前提とする。
- ② 「集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場」を避けるための提言（専門家会議 令和2年3月19日）を踏まえ対応する。
 - ・換気が悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）。
 - ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）。
 - ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密着しない）。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みを進めるため、各業界団体において「業種別ガイドライン」が策定されているため、利用に際しては、各ガイドラインに沿った対策を徹底すること。

(2) 施設での対策

- ① 発熱、咳・鼻水などの風邪症状のある方、同居のご家族が体調不良の方は利用できない。
 - ・来館前に検温を行い37.5度未満であることを確認すること。
 - ・来館時、体温測定等を行い37.5度未満であることを確認すること。
- ② 手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- ③ 換気を徹底すること。
 - ・扉や窓などを開けること。
 - ・30分に1回以上、5～10分程度窓を全開にするなど室内の換気を行うこと。
 - ・換気のできない部屋の使用は禁止する。
- ④ 活動時を含め、マスクを正しく着用すること。ただし、活動に支障をきたすような場合は、利用者の判断によるものとする。

※マスク等を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることを適宜周知し配慮すること。
- ⑤ 活動後は利用施設の消毒、清掃の徹底に努めるとともに、施設管理者へ確認依頼をする

こと。

- ⑥ 団体・サークルの代表者及び主催者は、参加者名簿を作成し、連絡先を把握すること。また、施設利用開始前に別紙「新型コロナ感染拡大防止対策チェックリスト」を記入し、施設管理者へ提出し、施設管理者から写しを受け取ること。

なお、参加者名簿は提出する必要はないが、代表者等が管理（利用日より最低1ヶ月保管することが好ましい）し、感染者が出た場合は速やかに施設管理者、保健所へ連絡をすること。（必要に応じ名簿の提出を求める場合がある）

- ⑦ フリースペース等（金田地域交流センター図書コーナーを含む）の利用においては、利用者届出書を施設管理者に提出し、施設管理者より利用登録証を受領すること。

※利用登録証受領後の利用においては、利用者届出書の提出は不要とする。

（小学生以下の利用は、保護者等の同意を確認したうえでの利用とする。）

なお、利用登録証を受領後の利用の際は、施設管理者に登録証の確認を得たうえで利用すること。

- ⑧ 新型コロナウイルスの感染予防を理由とした施設利用のキャンセルについては、今般の社会情勢を鑑みて、当面、全額還付とする。ただし、虚偽の申告があった場合は、この限りでない。

- ⑨ 施設では、熱中症対策等に伴う水分補給以外の飲食は行わないこと。

2. その他

まん延防止等重点措置の適用期間中は、市外の方の新規の利用をご遠慮ください。

3. 本ガイドラインの更新日

本ガイドラインは令和4年3月7日（月曜日）より適用するものとする。